

令和4年度第1回 青木東公民館運営審議会

会議資料

開催日時 令和4年7月15日（金） 午前10時00分

会 場 青木東公民館 講座室

川口市立青木東公民館

次 第

1 開 会

(1) 館長あいさつ

(2) 会長あいさつ

2

(1) 令和3年度公民館利用状況報告について

(2) 令和3年度事業報告について

(3) 令和4年度事業計画について

(4) その他

3 閉 会

青木東公民館運営審議会委員

任期:令和3年6月1日 ~ 令和5年5月31日

NO.	役職	氏 名	現 在 の 公 職	条例第3条該当名
1	会長	イナガキ 稲垣 キヨヒサ 喜代久	川口市議会議員	知識経験者
2	副会長	ユマト 湯本 カズヨシ 一資	青木1・2丁目町会長	社会教育関係者
3	委員	オオタケ 大竹 ノブアキ 伸明	川口市立青木中央小学校長	学校教育関係者
4	委員	イナガキ 稲垣 ヒデオ 英男	青木中央町会長	社会教育関係者
5	委員	サイトウ 齋藤 マサル 勝	青木南町会長	社会教育関係者
6	委員	ナガセ 永瀬 シンイチ 慎一	中青木1丁目町会長	社会教育関係者
7	委員	サカグチ 坂口 ハツ子	青木1・2丁目町会長 婦人部部長	社会教育関係者
8	委員	クサタ 栗田 セツコ 節子	青木中央町会長 婦人部副部長	社会教育関係者
9	委員	サイトウ 齋藤 マサコ 正子	青木南町会長 女性部副部長	社会教育関係者
10	委員	オオタ 大田 トミコ 富子	中青木1丁目町会長 女性部部長	社会教育関係者
11	委員	ホサカ 保坂 ヨシノブ 宜伸	青木地区体育レクリ エーション協会理事長	社会教育関係者
12	委員	イトウ 伊藤 フサコ 房子	青木東公民館利用団体 連絡協議会副会長	社会教育関係者
13	委員	ヨシノ 吉野 ヨウコ 洋子	青木東公民館利用団体 連絡協議会会計	社会教育関係者
14	委員	フセ 布施 トミコ 富美子	青木東公民館利用団体 連絡協議会会計	社会教育関係者
15	委員	イイジマ 飯島 クノ 孝子	民生委員・児童委員	家庭教育の向上に 資する活動を行う者

(1) 令和3年度公民館利用状況

(単位:人)

事業	主 催 ・ 共 催 後援・その他事業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	R2年度	増減
		130	69	175	202	234	154	288	360	314	204	188	250	2,568	848	1,720
貸 出	一 般 団 体	603	882	690	639	710	792	1,100	1,102	681	796	805	874	9,674	6,431	3,243
	公 共 団 体	182	103	307	218	60	46	212	243	112	161	56	98	1,798	887	911
	行政協力団体	7	16	4	87	17	68	91	38	148	95	79	41	691	242	449
	町 会	0	0	0	0	0	34	0	0	0	0	0	32	66	92	△ 26
	少年少女団体	230	148	110	398	438	146	150	124	344	75	453	629	3,245	1,806	1,439
	ボランティア団体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	81	△ 81
	青少年団体	0	0	0	0	41	0	8	0	9	2	0	0	60	0	60
	婦人団体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	長寿団体	0	17	7	66	0	16	0	0	0	0	0	0	106	24	82
	体レク団体	899	676	832	809	566	743	928	884	815	595	543	745	9,035	8,474	561
	PTA	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	実務団体	11	31	39	19	0	21	27	30	38	22	46	11	295	344	△ 49
	趣味団体	438	391	381	442	350	372	459	401	359	349	390	440	4,772	3,830	942
	その他の団体	7	17	35	8	0	8	27	26	28	0	0	12	168	104	64
教育委員会認定団体		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	79	△ 79
貸 出 計		2,377	2,281	2,405	2,686	2,182	2,246	3,002	2,848	2,534	2,095	2,372	2,882	29,910	22,394	7,516
計(事業十貸出)		2,507	2,350	2,580	2,888	2,416	2,400	3,290	3,208	2,848	2,299	2,560	3,132	32,478	23,242	9,236

(2) 令和3年度事業報告

1 公民館主催事業

No.	事業名	開催期間	回数	対象	募集数	在籍数	延数	講師・協力者等(予定)
1	子ども折り紙教室	1/29(土)実施予定であったがコロナ感染拡大により中止	1	小学生	20	20	0	折り紙講師 金杉登喜子氏
2	クラブリーダー研修会	資料送付により対応	1	社会教育関係 団体代表者等	33	33	33	
3	夏休み子ども教室 『ボウリング教室』	中止	0	小学校 3～6年生	—	—	—	アオキグランボール (埼玉不動産(株))
4	味噌づくり教室	中止	0	一般男女	—	—	—	川口市食生活改善推進員協議会 青木東支部長 島田昌恵氏
5	人権問題理解講座	資料送付により対応	1	社会教育関係 団体代表者等	33	33	33	

2 ブロックで行う事業

No.	事業名	開催期間	回数	対象	募集数	在籍数	延数	講師・協力者等
1	市民大学 「北条得宗家の祖 北条義時とその時代!!」	11/27.12/4.12/11.12/18 ※土曜日	4	一般男女	25	23	81	歴史作家 高橋千劔破

3 共催事業

No.	事業名	開催期間	回数	対象	募集数	在籍数	延数	講師・協力者等
1	おやこの遊びひろば	4月～3月	93	3歳までの 子どもと保護者	—	—	1,413	子育て支援課

4 後援事業

No.	事業名	開催期間	回数	対象	募集数	在籍数	延数	講師・協力者等(予定)
1	青木東公民館文化祭	中止	0	一般男女	—	—	—	青木東公民館利用団体連絡協議会

(3) 令和4年度事業計画

1 公民館主催事業

No.	事業名	開催期間	回数	対象	募集数	講師・協力者等	内容
1	子ども折り紙教室	6/18.7/16.9/17.10/15. 11/12	5	小学生	20	折り紙講師 金杉 優子 氏	子ども居場所事業として、折り紙を通して子ども同士の交流を図る。
2	クラブリーダー研修会	2月予定	1	社会教育関係 団体代表者等	45	青木東公民館 太田垣館長	社会教育関係団体の権利と義務、公民館利用方法及び施設予約システムの使用方法について学ぶ。
3	人権問題理解講座	2月予定	1	社会教育関係 団体代表者等	45	青木東公民館 太田垣館長	人権問題の基礎を学ぶ。
4	『ボウリング教室』	7月27日～29日	3	小学校 3～6年生	60	アオキグランポール (埼玉不動産(株))	プロボウラーの指導によるボウリング教室を通して、マナーと子ども同士の交流を図る。
5	味噌づくり教室	1月予定	1	一般男女	15	川口市食生活改善推進員 協議会青木東支部	手作り味噌の作り方を学ぶ。

2 市民大学

No.	事業名	開催期間	回数	対象	募集数	講師・協力者等	内容
1	市民大学 暮らしに役立つ介護講座(仮)	11/19.11/26.12/3.12/10 ※土曜日	4	一般男女	30	川口市社会福祉事業団職員	身近な人に介護が必要になった時の、役に立つ情報を学ぶ。

3 共催事業

No.	事業名	開催期間	回数	対象	募集数	講師・協力者等	内容
1	おやこの遊びひろば	4月1日～3月31日	93	3歳までの 子どもと保護者	—	子育て支援課	子どもの遊びや保護者間の交流の場を提供する。

4 後援事業

No.	事業名	開催期間	回数	対象	募集数	講師・協力者等	内容
1	青木東公民館文化祭	未定(開催する場合の日 程は、10月22日、23日)	1	一般男女	—	青木東公民館利用 団体連絡協議会	作品展示、舞台発表等

(4)その他

①令和3年度 青木地区事業報告

1 青木公民館地区青少年育成協議会事業

No.	事業名	開催期間	回数	会場
1	実行委員会	中止		青木公民館
2	監査会	4月23日(金)	1	青木公民館
3	総会	(書面開催)	1	青木公民館
4	公民館地区青少年育成協議会 会長・事務局長合同会議	中止		SKIPシティー
5	夏のお楽しみ施設見学会	中止		青木公民館
6	親子料理教室 (公民館共催事業)	7月24日(日)	1	青木公民館
7	青木北小学校町たんけん(公民館施設見学)	中止		青木公民館
8	青木北小学校地域ふれあい授業	中止		青木公民館
9	青木中学校地域ふれあい授業	中止		青木公民館、青木中学校
10	青木・上青木公民館地区合同 青少年健全育成研修会	中止		上青木公民館

2 青木地区献血会事業

No.	事業名	開催期間	回数	会場
1	総会	(書面開催)	1	青木公民館
2	献血事業	8月24日(火)、3月15日(火)	2	青木公民館

②令和4年度 青木地区事業計画

1 青木公民館地区青少年育成協議会事業

No.	事業名	開催期間	回数	会場
1	子ども卓球教室(公民館共催事業)	4月～3月	19	青木公民館
2	監査会	4月22日(金)	1	青木公民館
3	公民館地区青少年育成協議会 会長・事務局長合同会議	5月10日(火)	1	SKIPシティー
4	総会	(書面開催)	1	青木公民館
5	折り紙教室 (公民館共催事業)	6月・7月	4	青木公民館
6	青木北小学校地域ふれあい授業	未定	1	青木公民館
7	ボウリング大会(公民館共催事業)	8月6日(土)	1	アオキグラウンドボール
8	親子料理教室(公民館共催事業)	10月1日(土)	1	青木公民館
9	青木北小学校町たんけん(公民館施設見学)	未定	1	青木公民館
10	クリスマスリース作り教室(公民館共催事業)	12月11日(日)	1	青木公民館
11	青木・上青木公民館地区合同 青少年健全育成研修会	未定	1	上青木公民館
12	青木中学校地域ふれあい授業	未定	1	青木公民館、青木中学校

2 青木地区献血会事業

No.	事業名	開催期間	回数	会場
1	総会	(書面開催)	1	青木公民館
2	献血事業	8月23日(火)、3月14日(火)	2	青木公民館

③令和4年度 青木地区体育レクリエーション協会事業計画

年	月日 (予備日)	曜日	事業名	会場
令和4年	4月2日	土	定期総会	青木東公民館 講座室
	4月24日	日	地区卓球大会	青木東公民館 体育ホール
	5月8日	日	青木ブロック卓球大会	体育武道センター
	5月15日	日	地区婦人バレーボール大会	青木東公民館 体育ホール
	5月22日 (5/29)	日	地区壮年ソフトボール大会	青木中央小・青木北小校庭
	6月5日	日	青木ブロック婦人バレーボール大会	体育武道センター
	7月10日 (7/17)	日	青木ブロック壮年ソフトボール大会	神根運動場
	9月4日 (9/11)	日	市民体育祭中央大会 (卓球・ソフトボール・バレーボール)	芝スポーツセンター 神郷スポーツセンター
	10月9日	日	地区体育祭	青木中学校 校庭
	11月13日	日	第18回市民レクリエーション祭	上青木公民館
	11月19日	土	反省会	青木東公民館
令和5年	1月27日	金	川口市体育三賞授与式 スポーツ人合同新年会	総合文化センター(リリア)
	2月12日	日	公民館対抗ニュースポーツ大会	東スポーツセンター

講習会

実施日	講習会名	会場
5/29. 6/12. 7/3. 8/21. 9/25. 10/30.12/11. 1/29. 2/19. 3/19	スポレック講習会	青木東公民館 体育ホール

各種専門理事会・理事会 日程表

年	月日	曜日	理事会名	会場
令和4年	4月14日	木	卓球大会専門理事会	青木東公民館 講座室
	5月6日	金	婦人バレーボール大会専門理事会	青木東公民館 講座室
	5月13日	金	壮年ソフトボール大会専門理事会	青木東公民館 講座室
	8月25日	木	体育祭第1回専門理事会	青木東公民館 講座室
	9月15日	木	体育祭第2回専門理事会	青木東公民館 講座室
令和5年	2月2日	木	常任理事会	青木東公民館 講座室
	3月16日	木	理事会・監査会	青木東公民館 講座室

青木ブロック・中央大会の会議日程表

種目	大会当日会場	開催日	会議会場
卓球	体育武道センター	4月28日(木)	青木東公民館 講座室
婦人バレーボール	体育武道センター	5月26日(木)	上青木公民館
壮年ソフトボール	神根運動場	7月1日(金)	横曽根公民館
中央大会	芝スポーツセンター	8月2日(火)	芝スポーツセンター

川口市公民館運営審議会条例

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第29条第1項の規定に基づき、公民館に公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 教育委員会は、必要と認めるときは、2以上の公民館について1の審議会を置くことができる。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 知識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、公民館において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

川口市立公民館等施設における地区文化祭実施に係る注意事項

1 目的

公民館等施設を会場として実施される地区文化祭に際し、主催者や参加者がそれぞれに最大限の対策を講じ、できる限り人の集まる空間にウイルスが持ち込まれることを排除し、感染症拡大のリスクを最小限にすることを目的とすること。

2 主催者が実施すること

- (1) 入口、受付窓口、その他会場内に手指消毒剤を設置すること。
 - (2) こまめな手洗いや手指消毒の徹底を促すこと。
 - (3) 非接触型の体温計等で、参加者の検温を実施し、リストバンドを配布する等入場者の管理を徹底すること。
 - (4) 常時出入り口の扉を開放し、こまめな換気をする。
 - (5) マスクの着用を推奨すること。
 - (6) 人と人が対面する状況ではパーテーションやビニールカーテン等で遮蔽すること。
 - (7) 参加者の距離の確保を促すこと。
 - (8) 当日配付するパンフレット等に、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策への取り組みを提示し、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や埼玉県 LINE コロナお知らせシステムをダウンロード、読み取りをさせること。
 - (9) チケットや、金銭の授受がある場合は使い捨て手袋を着用すること。
 - (10) 飲食時における感染防止策を徹底すること。
 - (11) 文化祭開催にあたり参加者へのお願いをホームページ、館報等で周知すること。
 - (12) 会場内に、参加者への注意喚起のポスター等を掲示し、周知すること。
 - (13) 各施設、部屋の定員以上の人数を収容しないこと。
- ※人数制限等を実施すること。

3 参加者への注意喚起について

- (1) 体調がよくない場合（発熱・咳・倦怠感等の症状がある方）、濃厚接触者と疑われる場合は自主的に参加を見合わせる。
- (2) 会場内では、マスクを着用し、3密を防ぐため、参加者同士の身体接触や近距離での発声、会話、大声を控える。
- (3) こまめな手洗い、手指消毒を行う。
- (4) 厚生労働省から提供されている、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や埼玉県 LINE コロナお知らせシステムの登録を。
- (5) 会場内に入る際は受付にて、検温する。

附則

この注意事項は、令和4年 6月 1日から実施する。

川口市立公民館等施設で食品を提供する際の注意事項

1 目的

公民館等施設を会場として実施される主催事業や委託事業及び地区文化祭において不特定及び多数の市民を対象に、食品を提供する主催者は、営業許可を必要としない。しかしながら食品衛生上の観点から、飲食に起因する危害の発生を防止するため、臨時出店者として、川口市保健所に「臨時出店届」を提出し、指導に従い地域における食品衛生の向上を図ることを目的とする。

2 理由

- (1) 日本人の抵抗力が落ちている。(感染症に弱くなっている)
- (2) 食品の傷みを見分ける力(臭い・味・粘り等)が、弱くなっている。
- (3) 平成15年頃からノロウイルス等による食中毒の発生件数が増加している。

3 臨時出店の届出

- (1) 臨時出店に該当する場合、事業の主催者又は代表者(以下主催者等という)は、別添様式の『臨時出店届』を、事業実施日の概ね7日前に、川口市保健所に提出すること。
- (2) 提出にあたり『臨時出店届(様式1)』とは別に、『出店配置図(様式2)』『概要書(様式3)』『従事者名簿(様式3別紙)』を添付し提出すること。
なお、様式1・様式2・様式3別紙は各施設1枚ずつとし、様式3は、各施設の取り扱い食品ごとに提出すること。

4 食品衛生上の留意事項の周知

- (1) 『臨時出店における注意事項』(埼玉県保健医療部食品安全課・保健所作成)
- (2) 『食中毒を防ごう!』(川口市保健所生活衛生課作成)
- (3) 『生野菜で食中毒!?』(川口市保健所作成)

※主催者等は、上記パンフレット等を、臨時出店に従事する者に対し配布し、食品衛生上の留意事項について、周知すること。

5 食品の取扱

- (1) 生もの(刺身等)は取扱わないこと。
- (2) 原材料の下処理、仕込みを行なう場合は、消毒液・食品用水等を備え、毎日清掃を行っている清潔な公民館等の調理実習室で行うこと。
また、臨時出店における調理直前まで温度管理がなされたものであることを徹底すること。
- (3) 臨時出店において単に食品を仕入れて提供する場合にあっては、次の事項を注意すること。
 - ア 衛生上支障がない場合を除き、容器包装に入れられている。
 - イ 適正な表示がされている。
 - ウ 表示されている消費期限又は賞味期限、保存方法等を遵守できる。

6 施設及び設備

原則として、食品衛生法施行細則第6条に準じた公民館に設置されている料理実習室を使用すること。

(1) 理由

- ア 毎日清掃され、著しく不潔な場所ではなく、使用目的に適した大きさと構造である。
- イ 食品の冷却及び食品の取扱量に応じた調理器具及び調理器具の洗浄設備がある。
- ウ 流水式手洗い及び消毒液が設置されている（手洗い専用のシンクを設ける）。
- エ 水道水及び貯水槽は、水質検査・設備点検を法令に従い定期的に行っている。

7 遵守事項

臨時出店に従事する者は、下記のことについて守ること。

- (1) 当日下痢をしている人、手指に傷のある人は、食品の調理・提供に携わらないこと。
- (2) 調理に従事する者は、検便を実施し、陰性である事を確認すること。
- (3) あらかじめ決められた者以外は、調理・提供に携わらないこと。
また、施設が無人的になることのないようにすること。
- (4) 食品を取り扱う者は、清潔な衣服、エプロンや帽子を着用すること。
- (5) 食品を取り扱う者は、爪を短く切り、食品を取り扱う前、及びトイレ後は手指の消毒を行うこと。
- (6) 前日に、提供する食品の前処理・調理は、絶対に行わないこと。
- (7) 調理は提供の直前にいき、作り置きはしないこと。
また、食品や原材料は、鮮度及び表示に注意して、できるだけ当日に購入すること。
- (8) 食品は衛生的に保管し、冷蔵庫・クーラーボックス等を用い、低温保存すること。
- (9) 加熱は十分に行い、半煮え、生焼きの食品は絶対に提供しないこと。
- (10) 調理した食品は、会場内で早めに食べてもらうようにすること。
- (11) 調理後、長時間（3～4時間以上）経過した食品は、提供しないこと。
- (12) 調理済の食品残品を翌日も提供することは、非常に危険なため、絶対に行わないこと。
- (13) 使用水は、水道水又は飲用に適した水であって、十分に供給できるようにすること。
- (14) 廃棄物容器は、十分な容量であって衛生的に処理できるものを備えること。
- (15) 食器（箸・皿・コップ）類は、使い捨てのものを使用すること。
ただし、それ以外の器具（まな板・パット・布巾）類は、洗浄を行い漂白剤（次亜塩素酸系）で消毒し、衛生的に使用すること。

8 新型コロナウイルス感染症感染対策

- (1) 飲食を行う場合は、飲食用の感染防止対策を行ったエリアのみで行うこと。
- (2) 飲食用エリアでは、参加者の距離の確保、パーティションを立てる等感染症対策を講じること。
- (3) 飲食用エリアに手指消毒液を必ず設置すること。
- (4) テーブルの消毒、厨房の衛生管理、使い捨て手袋の都度利用等徹底すること。
- (5) ソース、マヨネーズ等の調味料の使いまわしはせず個包装の調味料にすること。

9 その他

- (1) 川口市保健所に臨時出店届を提出する際には、出店の内容について説明を行うこと。
- (2) 臨時出店届については、川口市保健所の指導に従うこと。
- (3) 特に、川口市保健所から「中止要請」等の行政指導があった食品は、絶対に扱わないこと。
- (4) 文化祭実行委員は、委員会での説明会に、出席すること。
- (5) 大腸菌検査（検便検査）が必要な者は、指定日までに実行委員会役員に提出すること。

附則

この注意事項は、平成28年 7月 8日から実施する。

この注意事項は、令和 4年 6月 1日から実施する。

[illegible]